第十一条の三第一項第二号中「特例適用者をいう。」の下に「八及び」を加え、同号イ中「場合の」を「事実　次に掲げる事実の」に改め、同号イ(1)中「をした場合」を削り、同号イ(2)中「個人番号が初めて通知された場合」を「初めて受けた個人番号の通知」に改め、「その者の」を削り、同号に次のように加える。

ハ　特定株式（取締役等の特定株式（法第二十九条の二第四項に規定する取締役等の特定株式をいう。次号、第六項及び第十二項第十一号において同じ。）を除く。）を有する特例適用者の国外転出（同条第一項第七号に規定する国外転出をいう。以下この項及び第十二項第十一号において同じ。）その旨及び国外転出をした日

第十一条の三第一項第三号ニ中「当該特定株式」の下に「（取締役等の特定株式に限る。）」を加え、同号ホ中「引き続き当該特定株式」の下に「（取締役等の特定株式に限る。）」を加え、「当該特定株式に」を「当該振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受けている特定株式に」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　当該権利者（取締役等の特定株式以外の特定株式を有する当該権利者に限る。トにおいて同じ。）は、国外転出をする場合には、当該国外転出をする時までに当該金融商品取引業者等の当該振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託若しくは管理等信託に係る営業所等にその旨を届け出ること。

ト　金融商品取引業者等の営業所等は、当該権利者が国外転出をした場合には、当該権利者が有する取締役等の特定株式以外の特定株式に係る振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託若しくは管理等信託を終了させること。

第十一条の三第二項中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第二項第三号」に改め、「書面に記載すべき」及び「、同項第二号に掲げる事項のほか」を削り、同項第二号中「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、「この項」の下に「、第六項第五号」を加え、同項第三号から第六号までの規定中「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、同条第三項中「第二十九条の二第二項」を「第二十九条の二第二項第一号から第三号まで」に、「同項」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同条第六項中「第十九条の三第十三項」を「第十九条の三第二十二項」に改め、同条第七項中「第十九条の三第十六項」を「第十九条の三第二十三項」に改め、「掲げる事項」の下に「（当該特定株式のうちに取締役等の特定株式以外の特定株式が含まれている場合には、施行令第十九条の三第二十項各号に規定するこれらの特定株式の別に、それぞれについての当該事項）」を加え、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四　法第二十九条の二第五項の規定の適用がある場合には、その旨

五　譲渡をした特定株式が取締役等の特定株式以外の特定株式である場合には、当該譲渡をした特定株式に係る特定新株予約権の行使の日

第十一条の三第七項中「第十九条の三第十三項」を「第十九条の三第二十二項」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「第十一条の三第六項各号に掲げる」を「第十一条の三第六項に規定する」に改め、同条第八項中「第十九条の三第十五項」を「第十九条の三第二十四項」に改め、同条第九項中「第十九条の三第二十二項」に、「第十一条の三第六項各号」を「第十一条の三第六項」に、「同条第六項各号」を「同条第六項」に改め、同条第十項中「第十九条の三第十六項」を「第十九条の三第二十五項」に改め、同条第十一項中「第十九条の三第十六項」を「第十九条の三第二十五項」に改め、同項第一号中「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、「取締役等」の下に「又は特定従事者」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　その特定新株予約権を付与した者が取締役等又は特定従事者のいずれに該当するかの別

第十一条の三第十一項第三号から第七号までの規定中「特定新株予約権等」を「特定新株予約権」に改め、同条第十二項中「第十九条の三第十七項」を「第十九条の三第二十六項」に改め、同項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　第一号の者（取締役等の特定株式を有する者に限る。）が国外転出をした場合には、その旨及び当該国外転出をした日

第十一条の三第十三項中「第十九条の三第十六項及び第十七項」を「第十九条の三第二十五項及び第二十六項」に改め、同条第十四項中「第十九条の三第二十三項」を「第十九条の三第二十二項」に、「新株予約権等」を「新株予約権」に、「の」と、」を「」と、」に、「第十九条の三第二十四項」を「第十九条の三第二十三項」に改め、同条第十五項中「第十九条の三第二十三項」を「第十九条の三第二十四項」に、「新株予約権等」を「新株予約権」に、「第十九条の三第二十四項」を「第十九条の三第二十三項」に改める。

第十三条の三第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　法第三十一条の二第二項第八号の三に掲げる土地等の譲渡　次に掲げる書類

イ　都道府県知事の法第三十一条の二第二項第八号の三に規定する裁定をした旨を所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十四条の規定により通知した文書の写し

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該土地等が法第三十一条の二第二項第八号の三イに掲げる土地等である場合　当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業並びに同号イに規定する特定所有者不明土地の記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該事業の用に供するために買い取る旨を証する書類

(2)　当該土地等が法第三十一条の二第二項第八号の三ロに掲げる土地等である場合　当該土地等の買取りをする者の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項の規定による提出をしたイに規定する裁定に係る同号に規定する裁定申請書（同号に規定する事業者及び事業（同号ロに規定する政令で定める事業を除く。）の記載がされたものに限る。）の写し、当該裁定申請書に添付された同号ロの事業計画書（同号ロの計画に当該事業者が当該土地等を取得するものとして記載がされたものに限る。）の写し及び当該土地等を当該記載がされた事業の用に供するために買い取つた旨を証する書類

第十三条の三第一項第九号イ及びロ中「第二十条の二第九項」を「第二十条の二第十項」に改め、同項第十号イ中「第二十条の二第十一項各号」を「第二十条の二第十二項各号」に改め、同号ロ中「第二十条の二第十二項各号」を「第二十条の二第十三項各号」に改め、同項第十一号イ中「第二十条の二第十三項」を「第二十条の二第十四項」に改め、同条第六項中「第二十条の二第十二項第三号」を「第二十条の二第十四項第三号ハ」に改め、同条第九項中「第二十条の二第二十一項第四号」を「第二十条の二第二十二項第四号」に改め、同条第十項第一号ハ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に改め、同条第十一項中「第二十条の二第二十五項又は第二十六項」に改め、同条第十二項中「第二十条の二第二十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第二十条の二第二十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第二十三項又は第二十四項」を「同条第二十四項又は第二十五項」に、「同条第二十四項に」を「同条第二十五項の承認にあつては、同条第二十四項」を「同条第二十六項の承認にあつては、同条第二十五項」に改め、同項第一号ロ中「第二十条の二第二十三項各号」を「第二十条の二第二十四項各号」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改め、同号ニ中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十四項又は第二十五項」を「同条第二十五項又は第二十六項」に改め、同条第十三項中「第二十条の二第二十三項第五号」を「第二十条の二第二十四項第五号」に改め、同項第三号中「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十四項」に改め、同条第十六項中「第二十条の二第二十六項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第二十条の二第二十七項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第二十六項」を「同条第二十七項」に改め、同項第二号及び第四号中「第二十条の二第二十六項」を「第二十条の二第二十七項」に改め、同項第五号中「第二十条の二第二十三項、第二十五項」を「第二十条の二第二十四項、第二十六項」に、「第二十六項」を「第二十七項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。